### 中央会計税理士法人・株式会社大阪中央会計事務所

# 2020 年 5 月 税務ニュース

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

## 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の流行により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給されます。資本金 10 億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。業種についても、医療法人、農業法人、NP0 法人、社会福祉法人なども対象です。

#### 1. 給付額

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円。 ※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

#### 2. 給付対象の主な要件

(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者。

前年度の売上と比較する月は、2020年1月から2020年12月のうち、2019年同月比で売上が50%以上減少したひと月を事業者が選択。

- (2)2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある。
- (3)法人の場合は
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下
  - ※2019年に創業した事業者、売上が一定期間に偏在している場合などには特例あり。
  - ※一度給付を受けた事業者は、再度申請することは出来ない。

## 3. 申請に必要な書類

証拠書類等の名前	法人	個人
確定申告書類	確定申告書別表一	確定申告書第一表
	法人事業概況説明書(両面)	所得税青色申告決算書(青色申告のみ)
2020年分の対象とする	売上減少となった月の売上台帳等の写し	
月の売上台帳等		
通帳の写し	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、	
	口座名義人が確認できるもの	
本人確認書の写し		身分証明書の写し
		個人番号カード、運転免許証等

※添付資料の保存形式は、PDF、JPG、PNGで、スマホ等の写真画像でも可。

#### 4. 申請方法

持続化給付金ホームページから電子申請。

電子申請に不慣れな方や困難な方に対しても、感染防止対策も講じた上で、予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う申請サポート会場が全国に順次設置される予定です。